

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長について

平成28年度税制改正によりグリーン化特例（軽課）の適用期限が1年延長されることとなりました。これにより、平成28年4月から平成29年3月までに新規登録（※1）された以下の四輪車等の軽自動車は、平成29年度分の軽自動車税に限り、軽減税率が適用されます。

※1…新規登録とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査です。初めての新規登録は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

軽減率と税率

車種	標準税率 (年額)	(1) 税率を概ね 75%軽減	平成17年排出ガス基準 75%低減達成車 (★★★★)				
			(2) 税率を概ね 50%軽減	(3) 税率を概ね 25%軽減			
軽自動車	三輪のもの	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
軽自動車	四輪以上の もの	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

- (1) 電気自動車および天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx 10%低減）
- (2) 軽乗用車（平成32年度燃費基準+20%達成）、軽貨物車（平成27年度燃費基準+35%達成）
- (3) 軽乗用車（平成32年度燃費基準達成）、軽貨物車（平成27年度燃費基準+15%達成）

臨時福祉給付金（経済対策分）が支給されます！

臨時福祉給付金（経済対策分）とは

平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い、所得の少ない方への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として国から支給される給付金です。

今回は、消費税率再引上げ（8→10%）と軽減税率の導入が2年半延期されたことを踏まえ、また経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給します。

■対象者 平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象者と同じです。平成28年1月1日時点で、周防大島町に住民票があり、平成28年度分の町民税（住民税）が課税されていない方。

ただし、住民税が課税されている方に扶養等されている方や、生活保護制度の被保護者となっている方などは対象外です。

■給付額 対象者1人につき1万5千円

■申請手続き 給付の対象となる可能性のある方へ、4月上旬に郵便（封書）でご案内しています。申請書の記載内容を確認いただき、必要事項等を記入・押印のうえ必要資料（身分証明書の写しや通帳のコピー等）と共に、最寄りの役場総合支所・出張所または福祉課へご提出ください。（返信用封筒による郵送提出も可能です。）

■申請受付期間 4月10日(月)～7月10日(月)

■申請方法に関するお問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

※市町村民税の課税状況の確認は、電話による回答はできません。役場税務課または総合支所の窓口でご確認ください。

■制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 給付金専用ダイヤル ☎0570(037)192

確認じゃ！



申請じゃ！



「臨時福祉給付金」を装う“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、福祉課☎0820(77)5505や周防大島町幹部交番☎0820(72)0110（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。